

会 議 録

会議の名称		令和2年度第4回つくば市学区審議会		
開催日時		令和3年2月9日(火) 開会 15:00 閉会 17:00		
開催場所		つくば市役所 コミュニティ棟1階 会議室1～3		
事務局(担当課)		教育局 学務課		
出席者	委員	相澤健太郎、仲村健、堀越直子、大和田悟、舘智子、益子智史、芳士戸稔、桑原毅、木村眞一、横田章、宇都宮町子、渡邊周一、齋藤昭、飯沼正志、横山貴美子、木村晴美、毛利靖、山本美和、飯田哲雄、沼尻正則、島田常、樋口直宏、藤井穂高		
	その他			
	事務局	吉沼教育局長、中山次長、貝塚次長、澤頭企画監、横田学び推進課長補佐、飯泉教育施設課長、小菅教育施設課主事、間中学務課長、下田学務課長補佐、中山学務課係長、工藤学務課主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	5人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 諮問事案について (2) その他について		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1. 開 会 2. 会長あいさつ 3. 議 事 (1) (仮称) 研究学園小学校・研究学園中学校新設に伴う通学区域等について (2) (仮称) 香取台地区小学校新設に伴う通学区域等について (3) (仮称) みどりの南小学校・みどりの南中学校新設に伴う通学区域等について (4) その他 4. 閉 会			

<審議内容>

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

会 長：それでは会議の進行を進めさせていただきます。つくば市学区審議会
条例第6条第3項の規定により、審議会の開催は、委員の過半数の出席が
必要となります。本日は、委員25名中23名の出席により本会議は成立し
ていることを報告いたします。傍聴者がいらっしゃるようですので、入室
を許可します。今回は、コロナ感染症の拡大を受け、委員及び傍聴者への
感染拡大を最大限に考慮し、間隔を大きく開けていることにご理解をお願
いいたします。また、皆様にはお願いです。審議委員に対する誹謗中傷を含
む意見などが事務局等に寄せられていると聞いています。今後の審議に大
きな影響を及ぼしうるといふことですので、SNSなどによる誹謗中傷或い
はそれを助長するような行為を行わないようお願いいたします。それで
は審議に入ります。本日の議事は、議事第1号の（仮称）研究学園小学校、
研究学園中学校新設に伴う通学区域について、議事第2号が（仮称）香取
台地区小学校新設に伴う通学区域について、そして議事の第3号が（仮称）
みどりの南小学校・みどりの南中学校新設に伴う通学区域についてになり
ます。それでは、まず本日は、資料として答申案を用意していただしてい
ますので、全部の資料について、答申案の経緯なども含めて説明をお願い
致します。

事務局：はい、それでは説明させていただきます。資料の説明に先立ち、第2回
学区審議会において、委員の交代希望について、内部での手続等を確認さ
せていただくということで、協議の結果、以前から地域を把握していただいて

いること等を十分に考慮し、委員を引き続きお願いいたしました。委員からも、皆さんの力になれば、ということで引き続きお引き受けいただいたということになります。引き続きよろしくお願い致します。続きまして、資料の説明に移ります。資料1は、前回の審議会以降、メール等により学務課、市の方に届いたご意見をまとめたものとなっています。資料2は、会長からもありました答申案になっております。諮問事案1、諮問事案2、諮問事案3それぞれについて記載させていただきました。こちらはこれまでの会議における、皆様のご意見、お寄せいただいた多くの方からのご意見ご要望についてと、お示しした資料などを含めて、たたき台として作成しました。案については、今日、皆さんで修正してほしい点など、ご議論いただければと思います。資料3については、要望としてご意見をいただいたものを報告させていただきました。答申案の諮問事案3については、最後の行の文言については、今までの皆さんのご意見ご要望、一般の方からのご意見ご要望を踏まえ、教育局内での協議、様々な検討を踏まえて、このような記述になりました。また、現在の状況について事務局からご説明させていただければと思います。

事務局：適正規模に向けた対策等の一つとして、新たな学校建設を考え、用地についてTX沿線開発地区内外、学区内外を含め、現在調査検討しているところです。

事務局：こういったことも含めて、今回、諮問事案1、諮問事案2、諮問事案3について答申案を作成しました。ご議論のほどよろしくお願い致します。

会長：それでは、これからは議題1号から順番にということによろしいですか。今日付けていただいた資料の最後に諮問書があります。答申なので、諮問に応じて回答するということになります。諮問事案1が（仮称）研究学園小学校、中学校の開設に伴うということで、通学区域はこのようにするというのが諮問事案1になっています。それに対して、先程の答申案の

諮問事案1をご覧いただくと、答申内容としては、諮問事案1については諮問案のとおり設定することが望ましいというということが原案になっています。これまでの経緯からすると、もともとの義務教育学校が大きいので、分かれたとしても大きいということでご議論いただきましたけれども、結論とすると諮問案のとおり設定するのが望ましいというような形に落ち着いたのかなというところです。ですから、今回の議案第1号は答申内容について、ご意見ご質問等いただけたらと思います。実際の答申については、もう少し書き加えるということでも良かったですか。

事務局：はい。実際の答申内容については、今日皆さんに審議していただいて、次回までには、答申の鏡文をつけて、これまで諮問事案1から3について審議会での経緯を説明し、諮問の理由及び通学区域案、現状及び通学区域設定の考え、答申内容の3つをセットにして記載し、1から3までをまとめていくようになります。ページ数は多くなると思われま。

会長：はい。結論からすると、資料2にあるように諮問案の通りに設定することが望ましいということが本審議会の結論の案として示されています。これから時間をとって、この諮問事案1についてご質問、ご意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。なんでもご質問等あればお受けしますので、これまで議論してきた結果ということなので、ございませんか。では、これについてはこのようにということを進めたいと思います。また戻ってきますので、何かご意見あればまた後で、とりあえず議事第1号については、このとおりにお認めいただいたということで次に進めさせていただきたいと思います。次に、議事第2号香取台地区における小学校新設に伴う通学区域についても、諮問案のとおり設定することが望ましいということで、諮問書の最後のページの島名小学校から分割して、新たに通学区域を設けるということになっています。これについてのご質問やご意見をお受けします。よろしいですか。この案件については、個別のご質問はあ

りましたが、大枠については、最初からお認めいただいていたという経緯もありましたので、特段問題がなければ、原案としてお認めいただくと
いうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、議事
第3号（仮称）みどりの南小学校・みどりの南中学校の新設に伴う通学区
域ということで、諮問書では、通学区域を分割し、ということで、（仮称）
みどりの南小学校・みどりの南中学校通学区域に定められていて、みどりの
中央51番地以降について議論がありました。今回の諮問事案3の答申案
をご覧くださいと思いますが、最初の段落のみどりの中央51番地以降
以外の地区について諮問案のとおり設定することが望ましい、というこ
とで、何を意味しているかという、下から2段目のところを見ていただい
て、みどりの中央51番地以降については、諮問案では（仮称）みどりの南
小学校・みどりの南中学校の通学区域となっているが、みどりの学園義務
教育学校は同じ行政区内、みどりの中央に設置されている学校であることを
考慮し、みどりの学園義務教育学校の通学区域にすることが望ましい、
ということで、みどりの中央はすべてみどりの学園義務教育学校とする、
というのが原案になっています。ここが大きな変更点の1点目。それから
2点目は、ただし、飯田、根崎、みどりの東地区については、児童の就学に
ついて、次のような配慮を望みたい、ということで、この3地区につい
ては、諮問案のとおり、（仮称）みどりの南小学校の通学区域とするが、谷
田部南小学校の方が近いことを考慮し、保護者が谷田部南小学校への就学を
希望する場合には選択できる、指定学校変更可能地域にしていきたい、
というのが原案になっています。3点目は、1番最後の、なお、みどりの学
園義務教育学校は、（仮称）みどりの南小学校・みどりの南中学校開校後も
大規模校で推移することから、適正規模に向けた対策等を検討していただ
きたい、というのが原案になっています。以上3点を含む諮問事案3につ
いては、資料1でも前回審議会以降の問い合わせも、ほぼみどりのに関す

ることなので、このあたりが大きな論点になっていることも、問い合わせから見ても明らかであります。ご質問ご意見等あればお願いします。

委員：今までの会議の中でも何度か発言してきましたが、審議会の最大の懸案事項がみどりの地区だと思えます。答申の中には、みどりの中央 51 番地以降については設定することが望ましいと書いてありますけれども、決してこの会議の中で我々が望ましいと判断したことはなくてですね、むしろこれは人数的なものであるとか、学校の設定、今後のことを考えたときに、そうせざるを得ないという判断だと思うんですね。決してだれもこれが望ましいと思っていないと思えます。特に、みどりの中央の（仮称）みどりの南小学校、中学校の学区になる方々は、こんなことで望ましいと書かれても、到底納得できないと思えます。ある意味、私は、つくば市の学校設置に関する不作為だと思います。平成 17 年に TX 開通した当時、萱丸の開発地区には小中学校予定地が多数ありました。当然、これだけの地域を区画整理し開発していく以上は、学校のことも考えて、その用地を早め早めに確保して、まちづくりを進めていくのが望ましかったはずで、結果それをきちんとやらないで、これだけの大人数になってしまい、そのしわ寄せが今の保護者の皆さんにいつているわけですね、一方的にこの審議会で望ましいと言って、切ってしまうものなのかとやるせない気持ちでいっぱいです。ただ一方で、どこかで線引きはしなければならないわけで、学区の設定を開校も決まっていますし、このままどこでラインを引くんだということでも、おそらく全員が納得できる着地点は見出せないんだろうなと思えます。そういった意味では、この審議会でどこかでラインを引くというのは、やむを得ないのかなと思えます。そうなってくると、当然、保護者の皆さん含めて、新設校への通学路の安全確保、距離が最大の懸案事項です。歩いてみるとわかりますが、どこから行っても遠いですし、常磐道を超えなければならない、工業地帯を臨みながら行かななければならない、

西栗山の市街化調整区域、人気のないところを通らなければならない、トラック等交通量の多いところを通らなければならない。前回までもありましたが、安全な通学路を確保するのも限界があると思います。そういった意味では、ここに書けるかわからないですが、やむを得ずこういった形で学区割りをするということになるのであれば、せめてその学区になった人たちが、安心して通学できる、それは徒歩ではなくて、これまでの教育行政の不作为ということを考えれば、安心して快適に通学できる方法を、市として、ひとセットとして提案しなければならないと思う。秀峰筑波義務教育学校のように、特別に（仮称）みどりの南小学校、中学校についてもスクールバスの運用を考えると、そういったことを対にしてこの問題を解決していかないと、おそらく保護者の皆さん、ここで望ましいと書かれても到底納得できないと思います。ですから、答申にそこまで記載できるかわかりませんが、少なくともこの会議の場では、（仮称）みどりの南小学校、中学校についてはスクールバスの運用についてはつくば市には考えていただきたいと思います。

会長：ありがとうございます。ここについては、確かにおっしゃる通りなので、色々ご意見あると思いますので、出していただけますか。

事務局：今のご意見は皆さんの思いもあるかと思いますが、この望ましいという表現については、諮問事案1、2でも同じように、この学区とするのが良いという形での同じような表現になっていますので、諮問事案3のみを別の表現にするということであれば、1と2も同じように変えた方が良いかと思います。あくまでも、表現の仕方として、望ましいという書き方になっています。

副会長：委員にお伺いしたいんですが、今回の答申内容は、みどりの中央の子供たちは、このままみどりの学園の通学区域にすることが望ましいという答えになっていると思いますが。

委員：51番地以降もみどりの学園ということでしょうか。

副会長：そういうことですよね。

事務局：すみません。もう一度ご説明します。答申内容3についてですが、諮問事案3で見ていただくと、（仮称）みどりの南小学校の通学区域の案で出させていただいたのは、中野、片田、西栗山、飯田、根崎、みどりの東、みどりの南、みどりの中央51番地以降という一つのくくりで諮問案で出させていただきました。今回の答申内容のところ、諮問事案3については、みどりの中央51番地以降以外というのは、中野からみどりの南までは（仮称）みどりの南小学校にし、ただし、中央51番地以降は違います、ということ書かれています。中央51番地以降と諮問案で切っているが、審議会の中では、みどりの中央は、みどりの学園と同じ中央に所在していることもあるため、番地で切るのではなく、中央全体をみどりの学園に残すという文言にしています。

委員：みどりの中央については、全部みどりの学園に通学するということですね。わかりました。勘違いでした。

会長：しかし、委員が勘違いするほど、わかりにくい表現になっていますね。確かに、中央51番地以降以外という出だしがわかりにくいということですね。

委員：一般の方だと多分、不動産業者だって、わかりにくいと思います。私も勘違いしてしまったんですが、そういう意味では、書き方をもう少しわかりやすくしてほしいと思います。

会長：委員のご発言は、色々な面があって、不作為についての厳しいご指摘もありますし、通学方法についても中央自体はみどりの学園に残るとしても、他の地区の通学方法は大丈夫なのかと、そういった観点もあるのかなとお聞きしていました。

委員：委員からいただいたとおりだと思んですが、入り口の前提のところ

に、みどりの中央 51 番地以降とは、という定義を入れていただきたいなどという願いがまずあって、文言化するの重要なので、みどりの中央 51 番地以降以外が何を示しているということについて明確化していただきたいというのがまず 1 点。私は、前回の委員のお話を聞いて残っていることが 2 点あるんですが、まず、スクールバスを回すということなんですが、スクールバスを回すところが、今回の中央に回すのか、逆にみどりの 2 丁目に回すとして、学区を切りなおすことが可能かどうかということが実はあって、私も見ていると、2 丁目からみどりの学園までも結構距離があって、そこを踏まえて、バスを回すのを 2 丁目の方まで回すことが検討可能なのか。そもそも、私もみどりのに住んで 10 年以上経つんですが、開発地の地図を見ていると、たくさん学校用地があったはずなんですが、全部なくなっています。でも、車で走ると空き地はいっぱいあるんです。行政なので、県から土地を買いたいというのは、すごく理解しているつもりなんですが、よく見ると開発地区のみどりのの枠の外で、県の用地に 3 校目をできないのかと素朴な質問です。それが、諮問事案 3 の下に書いてある、1 番最後の行で、開校後も大規模校で推移することから、適正規模に向けた対策等を検討していただきたいと書いてある、まさにそこで、みどりの中央を区切らないようにするには、2 丁目の生徒をみどりの地区の開発枠に固執することなく、現実的に児童が通える範囲内で、やはりもう 1 校必要だなどと思います。あの線は、行政や我々が勝手に考えている線引きだと思えますし、別にみどりのと名前を付ける必要もないし、諮問事案の件でも、1 と 2 が望ましいとするから、こっちも望ましいと合わせるのではなく、わけても良いと思います。全部を枠に当てはめていくのは非常に疑問に思っているし、(仮称) みどりの南小学校、の学校は若干遅れるわけですから、諮問事案 3 も 1 と 2 と同じ時間軸でやっていく必要はないと思っています。子供達のために、みどりのの開発地区以外の県の用地でも、みどりの 2 丁

目として学校を建てられる可能性があるかということについても議論したいと思いますし、それが出来ないのであれば、2丁目の方にスクールバスを回して、中央の子達には適正な学校区内で通学できるようにしなければならず、市の行政のやり方のまずさを子供達に渡すのはよくない話だと思うので、答申についても、再考する、継続協議すると個人的には書き換えたいと思っていますくらいです。

会 長：ありがとうございます。開発地区のところ、適正規模に向けた対策等のところが大きな焦点になるところだと思いますので、何か回答いただけますか。

事務局：諮問事案3については、みどりの中央51番地以降以外の表記については、わかりにくい部分があるということなので、中野、片田、西栗山、飯田、根崎、みどりの東、みどりの南地区については諮問案のとおり、と個別に表記する形で検討したいと思います。みどりの中央51番地以降についてはというところを、みどりの中央については、という文言で検討したいと思います。

会 長：今検討しているのは、(仮称)みどりの南小学校・みどりの南中学校ですが、もう1校をとという話は、ずっと出ていますが、その土地をもうちょっと広い観点から探せないのかというご指摘もありましたが、そこはいかがですか。

事務局：先程の資料2の説明の中で、お話させていただきまして繰り返しにもなりますが、適正規模に向けた対策等の一つとしまして、新たな学校建設を考え、用地についてTX沿線開発地区内外及び学区内外について調査検討しているというところです。

会 長：土地については探し始めてはいるということなんですが、前も申し上げたように、県の土地でないと、実際土地を確保するのに時間がかかるといことで、結構大変なんですね。ここでもご意見出ていますし、それか

ら市民の方からも多数がそういうご意見なので、探しているということは事実ではあるが、確定はしていないので、書くまでは至っていないということですね。この点については、色々のご意見もあると思いますので、他の委員からもぜひご発言お願いしたいと思います。

委員：聞きそびれたかもしれないんですが、資料1と3について、ご説明いただいてから審議した方が良くかなと思います。

会長：概要について説明してください。

事務局：それでは、ご説明させていただきます。資料1については、前回審議会以降、学務課、つくば市へ寄せられたご意見等を項目ごとにまとめたものになります。前回お渡ししたものの以降の新たにいただいたご意見になります。資料3については、第2回のときの資料6として報告しました方々から、再度2月7日付けで要望書をご提出いただきましたので、資料としてお出ししております。要望事項2番が新たに加わった形で提出されています。

会長：ご質問、ご意見等あればお願いいたします。

委員：この答申案では、資料3については反映されているような形になっていると思いますが、資料1に関しては、市役所に届いたものについては個別に返事をしているのでしょうか。

事務局：学務課への直接の問い合わせなのか、市への問い合わせなのかでも違いますが、時間は少しかかりますが、すべての問い合わせについては回答させていただくようにしています。

委員：それを踏まえてお話させていただきたいと思いますが、毎回みどりの学園では、保護者の皆様から審議会にむけてご意見を集約してお持ちしております。学区審議会は、学区のことを話す会議ではありますが、教育内容や設備を心配しているご意見もたくさんありまして、今回学校に寄せられた中でも、ぜひ開校初年度よりきちんとした教育活動ができるような、

建築の整備計画だけではなくて、どういう設備があって、どういう風に充実しているのかという整備計画をぜひ明示してほしいという保護者の方からのご意見もありますので、どういう学校になるのかということも保護者の重要な関心事の一つとなりますので、今後進めていただく上で、明示していただければと思います。

会 長：ありがとうございます。（仮称）みどりの南小学校・みどりの南中学校は、スケジュールですと、令和4年から建築工事が始まって、令和6年から供用開始ということになります。整備計画というような学校の中のものというのは、いつぐらいになるのでしょうか。

事務局：設備的なものは、令和6年4月開校のため、当然間に合うようなスケジュールで整備を考えているところです。

会 長：中身がなにもない回答なので、どうですかとも聞きにくいんですが、どういう感じで中身を作っていくんでしょうか。3年先なので、具体的なところはこれからということですか。

事務局：開校に合わせて備品等については、みどりの学園の先生方の意見を参考にしながら、整備していきます。ICT関係についても、市内の整備基準にあわせて整備されると思われます。

会 長：確かに設備面も重要な観点になりますので、令和4年から開校準備委員会が始まりますけれども、その会議でも話し合う機会があると思いますが、できるだけ早く整備してほしいと思います。

委 員：答申案について、3段落目の飯田、根崎のところですか。谷田部南小学校の方が近いので、どちらでも選べるようなところにしていただきたいというところですが、指定学校変更可能地域にした場合に、どちらにどの程度ご希望があるか全くわからないんですけれども、距離的なことから谷田部南小に行きたい方が、全部を谷田部南小側が受けられるのか。これまでのお話の中に、受け入れできるクラス数が大変少ないというお話があったと

記憶しているんですが、幼稚園も入っているということで、そこが色々なケースを想定しておかなければならないのかなと、本当にこの地域を指定してしまって大丈夫なのかというところです。

事務局：前回、第3回の時にお渡しした資料の7ページになります。あと、第1回でお渡しした適正配置計画25ページに谷田部南小学校があります。普通教室数が10でございます。こちらが今使用できる教室数です。資料の7ページを見ますと、令和7年度に12クラスになります。差し引くと、2クラス不足する場合があります。これは、飯田、根崎、みどりの東の全員が谷田部南小学校を希望された場合は、2クラス不足する可能性も考えられます。お話のとおり幼稚園も入っている状況なので、指定学校変更可能地域にしていきたいという文言に追加して、仮ですが、現谷田部南小学校で対応できる範囲内とか、そういった文言を追加していただくことも検討していきたいと思います。

会長：原案とすると、(仮称)みどりの南小学校の通学区域とするが、保護者が希望する場合は選択できるという形なので、今説明があった資料は、この地域全員が谷田部南小学校に行った場合の最大でこのクラスになるということです。保護者がどの程度希望するかわかりませんが、基本的には(仮称)みどりの南小学校通学区域とするということですね。

委員：今の件ですが、飯田、根崎、みどりの東地区で、谷田部南小学校を希望すると選択できるとなっていますが、これは何年度からその希望はかなえられるですか。来年度入学生については、すでに手続きが始まっていますし、令和4年度の新1年生が、もしこれが適用出来るとすれば、いったんみどりの学園に入って、2年後に谷田部南小学校に転校しなくても、最初から谷田部南小学校に6年間通学できたりするんですね。そうすると、谷田部南小学校に行く決めていたのに、2年間違う学校に通って、また最初から友達作りということも考えられるので、いつから適用が可能なのかとい

うのも検討しておいた方が良いのではないかなと思います。

事務局：この案については、まず、開校したときのことを設定している答申案ですので、皆さんのご意見としていただいて、このまま仮に（仮称）みどりの南小学校が開校するときは、通学区域を最後に設定するときに、指定変更をするかどうか併せての審議になると思いますので、今のままで、原則的には開校後が対象になると思います。その前については、個別の対応になると思います。以前の、みどりの学園と学園の森が開校するにあたり、平成27年度の審議会の答申案で、同じような文言ではないですが、みどりの東等のこの地域については、指定学校変更ではなく、地理的に近い場合などの理由には個別に柔軟な対応をしていただきたいという答申もありました。しかし、それ以降本年まで個別のご相談はなく、また、根崎については、地区の方全員が、住民の同意も得て学区を変更したという経緯もありますので、今のお話からすると、指定学校変更についてはあくまで開校してからの設定になりますが、それより前については個別のご相談になるかなと思います。

会長：そのあたり学区審議会の難しいところですね。ただ、ご要望があれば、前倒しでできるという記載もできると思いますので、ご検討いただきたいと思います。

委員：資料1の6その他のところの、3番目と4番目の本年度の学区審議会での更なる新設校の議論は凍結することというところと、更なる新設校がない前提でのものとするところとありますが、ごもっともな意見だなと思っています。ただ一方で大規模校になるということもありますが、（仮称）みどりの南小学校、中学校は、令和6年4月に開校のため、1年遅れても大丈夫なのかなとも思っています。継続審議でもいいのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

会長：今回審議されている3校の中で、開校が令和6年なのは（仮称）みどり

の南小学校、中学校だけなので、他に比べて1年遅いのは確かにそうですね。

委員：（仮称）みどりの南小学校、中学校の開校準備が（仮称）研究学園小学校、中学校に比べて遅くならなければ、継続でもいいのではないのでしょうか。

事務局：（仮称）みどりの南小学校・みどりの南中学校は令和6年4月開校予定ですが、この地区については、このスケジュールでやらなければ、受入れが間に合わないと考えて行っています。

委員：学校を作ることをやめようということではないので。新しい予定地に3校目を考えて区切らないとまとまらないのではないのでしょうか。

事務局：仮にもう1校新設するとなったときには、新たにまた学区審議会を開催して学区について議論してもらうことになります。

会長：今年度どこまで決めておいて、この地区全体を議論するのか、それとも隣だけを議論するのかということですね。委員がおっしゃるように、用地が確保できた段階で、このあたりをまとめて審議し、明記する必要があるかもしれませんが、今年度で決着することは難しいとは思いますが、新たに土地が見つかった段階であらためて考えていくことになるかと思いません。

委員：現在の4年生は、谷田部小学校から移ってきています。学校が変わると制服や体操服の買い替えがあり、ご家庭にも負担が出てきます。今の時点で、確実でないものを基に区切るというのは難しいと思いますが、住んでいる上で、学校のことは大きなことだと思います。学校をたらい回しにされる子供たちを考えるとどうなのかと思います。中央の51番地以降については、距離的なことで意見が来ていたと思いますが、みどりの南地区の北端の子たちをどうするかもある必要があると思いますが、どうしたらいいのかよくわかりません。不要にいくつもの学校を渡り歩くような

ことがないように、答申案に入れてもらいたいと思います。

会 長：そうですね。このみどりの地区の児童生徒数の増加については、本当に著しいので、それに施策が追いついていない結果、こういったことになっていると思います。答申案に盛り込めるかどうか、検討してもらいたいと思います。ほかいかがでしょうか。

委 員：皆さんに伺いたいのが、諮問事案3が3つくらいの段落にわかれている気がしています。飯田、根崎、みどりの東地区の話と、みどりの中央51番地以降の話と、なお書き以降の話の3つに分かれているかと思います。最初にみどりの中央51番地と数字が出てくるからややこしくなっている気がして、みどりの中央については、諮問事案を変更して、みどりの学園に入れることはご異論はないということによろしいのでしょうか。それであれば、飯田、根崎、みどりの東を指定学校変更可能地域にするということも盛り込んで大丈夫でしょうか。そこまで盛り込んで、あとは付帯決議なり、意見書なりで後ろに付けて、新しい学校を作るあり方とか、みどりの2丁目のあり方とかを議論してもらおう。意見書であれば、色々な意見があったという形で出来るのではないかと思うんですが、最初の諮問に対する答申の3つについてどうなのかなと、特になお書き以降は、(仮称)研究学園小学校も2,000人という問題はあったわけで、諮問事案1はいいですよというのは、あくまで通学区域についてのみで、新しい学校作らなくて良いということではないので、全体の問題とも関わってくる。つまり、諮問に即した回答をどこまで書いて、あと議論が分かれるところは意見書なり付帯決議なりで出せるかどうかわからないんですが、ご検討いただければと思います。

会 長：ありがとうございました。議論を整理していただきましたので、今までの議論ですと、みどりの中央51番地以降は諮問案ですと新しい学校にということでしたが、みどりの中央全体をみどりの学園の通学区域にすると

ということと、飯田、根崎、みどりの東地区については指定学校変更可能地域にするという2点について反対意見があるかどうかということですが、いかがでしょうか。そこのところは反対意見がないということなので、答申に加えていただくことにして、その上で、適正規模に向けた対策等を検討していただきたいという内容をどうするかということです。前回も、安全や通学方法に関しても、こういった形で盛り込んだ方が良いのか、また、新しい学校を作ることについて、どの程度強く要望するか。その場合の要望についても、通学区域の答申とは違うので、別にするのか、その部分を前提とするのか。このあたりのご意見をいただければと思います。

委員：飯田、根崎、みどりの東については、この文章に、原則（仮称）みどりの南小学校の通学区域とするが、と原則を入れてほしいと思います。基本的には、これまでのことがあるので、選べるようにすると物理的な位置づけではなく、心理的な位置づけとして、みんなが動けるようにしない方が良いのかなと思います。原則は、（仮称）みどりの南小学校で、谷田部南小学校が受け入れられる範囲内という但し書きを入れて、教室数が不足しないように文言を加えていただきたいと思います。なお書き以降については、諮問事案3だけ付けるのはどうかとも思いますが、仮に何も書かないで、他の諮問事案との整合性を図っていくと、また検討が机の上から外されてしまうことを懸念しているので、どこかに記録として残ることを期待しています。それがこの形でなくでも、意見書といった形でも良いので何らかの形で残してほしいと個人として思います。

会長：前半の原則というのはどうでしょうか。原則というのを付けなくても、この文章は、（仮称）みどりの南小学校の通学区域とすると書いてあるので、むしろこの書き方のほうが強い書きぶりになっていて、親が希望する場合は選択できるということになっていて、原則というよりはこの書き方であれば、普通は（仮称）みどりの南小学校に行くことになっていると思

います。

事務局：学校教育法施行令の中で、学校が2つ以上あるときには、学校を指定しなければならぬことになっています。そこからいくと、原則というよりも、必ず指定しなければならぬので、原則という文言は記載しませんでした。指定の学校は一つ必ず指定して、この学校も選べますよという意味合いで書きました。

委員：わかりました。このままだでもよろしいかと思えます。指定学校変更可能地域にするのかどうかということについては、この後議事録が出たあと、地域から反響が出てくると思えます。そういったことをしないで欲しいという声が多ければ、次回にそれを反映した答申案を作れるのかなと思えますので、今日のところは良いと思えます。

事務局：はい。今のお話も含めてですが、指定学校変更可能地域にした場合ですが、谷田部南小学校のキャパシティの問題もあるかと思えますので、例えば受け入れ可能な範囲でといった文言の追加を検討していただく必要があるかと思えます。この文言の記載については、審議会の皆様のご意見での答申になります。実際、答申を基に住民説明も行います。明記された地域のご意見も踏まえて、指定学校変更可能地域に設定するかどうかを検討して、運用や規則の変更ということになるかと思えます。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：問題は、後半部分ですね。どういう風に盛り込むのかということで、今の原案ですと、答申案の中に、適正規模に向けた対策等を検討していただきたいと入っているけれども、付帯事項としてももう少し細かく要望として出すのか。それは可能でしょうか。答申だから、我々で決めれば良いということですが。

事務局：皆さんからのまとめていただいたご意見ということであれば、付帯事項、意見など記載するかどうかもありますが、答申としていただくように

なります。

会 長：どういう書きぶりになるのか、事務局と相談になりますが、こういったことをぜひ書いてほしいということがあったらお願いします。

副会長：今の話の続きなんですけど、下の段の話については、対策等を検討していただきたいというのは、おおむね皆さんこういったご意見があったかと思えます。先程の谷田部南小学校の選択の件は、一つの意見や希望はあったけれども、学区審議会として、ここまで変更可能地域にしていってほしいというほど皆さんの意見が一致しているとは考えにくかったと思うんですが、こちらの方も出来れば、可能地域にすることも検討していただきたいと、ここはもう少し地域住民のご意見を伺う必要があったり、調査検討が必要なのでは思っておりまして、していただきたいという形にされると学区審議会がそこまで明確に口を出したのかと思われてもと思うので、ここも下段と同じように検討していただきたいとか、但し書きなどで書いてもらった方が良くと思います。

会 長：これは、諮問事案3のどれに絡んでくるんでしょうか。

事務局：諮問事案3の飯田、根崎、みどりの東を新しい学校の通学区域ということで諮問しましたが、先程の要望書等も出たこともあり、前回27年度は、どちらでも選べる地域ではなく、地理的理由を基に柔軟な対応をしてほしいと答申にありましたが、意見や付帯事項など準じた書き方にするか検討していただきたいと思えます。

会 長：なるほど、付帯事項に入れる案もあるということですね。

事務局：付帯事項に入れずに、選択とはせずに柔軟な、とか個別に入れるか、ということもあります。

会 長：それでは、その点も含めて、付帯事項に盛り込むべき内容をご提案いただいて、また事務局で整理していただいで出させていただくということにしたいと思えます。先程、まとめていただいたみどりの中央については答

申に入れるとして、飯田、根崎、みどりの東の選択制のことと新設校についてのご意見と、新設校の用地が決まった時に、学区審議会をするので、またあらためてみどりの全体の学区について再検討した方がいいのかどうかについてを付帯に入れるかどうかということですが、いかがでしょうか。繰り返しますが、新設校の用地はすでに探していただいているということなので、その新設校については、みどりの学園があまりにも大きいので、もちろん（仮称）研究学園小学校、中学校も大きいのですが、その 1.5 倍くらい大きくなってしまいますので、やはり新設校、少なくとも小学校は作っていただかざるを得ないという要望が 1 点目。場所が決まった時には、学区もあるので、今回の諮問をある種、継続的にそこでも審議していただくということ。飯田、根崎のことを付帯とするか。どうでしょうか。

副会長：今回、4 回目で新設校の話が浮上しているが、分割してもみどりの学園は令和 6 年度 45 クラス、7 年度には 50 クラス。新設校を検討するにも、相当急いで検討する必要があると思います。今、議論している令和 6 年度開校の学校の学区を検討している最中で、これが後を追いかけてきて新設校の学区についてまた分割となった場合、本当に良いのかどうか。学園の森と同じ話が出てきて、春日学園、学園の森と分割してきて、色々な課題ができてきて、選択肢も狭まってきていて、そもそも最初から新設校を入れた上で、学区の線引きをしないと、また同じことで悩んで、苦しむ方たちが出るのではないかと。今答申を出すことの意義が先の混乱を見据えると、若干わからなくなりつつあるというのが率直な意見です。

会長：前回から急に新設校の用地を探していただいているので、そこはやむを得ないところもあると思いますが、おっしゃるように今回は通学区域は決めないで、新設校を作ることは認めて、どこを通学区域にするかは新設校の用地が決まったときに、あらためて学区審議会を開いて、みどりのの地域については、その場で検討するということは大丈夫でしょうか。確認

していただけますか。

事務局：すみません。内部で議論いたしました。が、（仮称）みどりの南小学校、中学校については、令和6年4月開校しなければ、物理的に間に合わなくなる可能性があります。学校のキャパシティが決まらなると、仮に違う用地が見つかって設計をするにあたっては、学校の規模感が見えてこないところもあるので、まずは（仮称）みどりの南小学校、中学校の規模をはっきりさせたいということが前提としてあり、今回の学区審議会でも答申をお願いしたいというのがこちらの考えでございます。

会長：（仮称）みどりの南小学校、中学校は、どう考えても急がなければならないので、学区を分割することは考えなければならないということです。

委員：事務局の答えがすべてだと思ふんですけど、副会長のお話からも、今まで4回やってきたが、ほぼ2回がみどりの地区の話であるんです。他の地区と規模感や時間軸も違うということであれば、いただいた資料にもあるんですが、資料1のその他のところに審議会でも全く話し合えていないとまで書かれているんです。どうかなと思ふんですが、正直言って、会社休んで時間使って、皆さん集まっていたら話し合っているのに、議事録読んだ結果がこれでは非常に心を痛めています。先程もおっしゃっていましたが、（仮称）研究学園小学校、中学校と（仮称）香取台地区小学校とは規模や時間軸が違うので、これを3つまとめてやるということは当初から問題もあったし、結果、4回の話し合いのうち50%がみどりの話で、副会長がおっしゃったとおり、新しい考え方や問題が顕著化してきて、それが出せたことだけでもアウトプットだと思ふんですが、やはりすべて型に当てはめて進めようとするに違和感がある、出来ればみどりの地区だけで仕切り直しても良いのではと個人的には思っています。これはあくまでも意見です。

会長：確かにおっしゃる通りのところですが、新しい（仮称）みどりの南小学

校、中学校は作っていかねばならないので、かつ、日程的にも規模を決めるということであれば、答申では通学区域を決めて、その上で、今後の継続審議について付帯事項に、新設校の学区審議会で、今回の議論を継続するような形で最終的に決着するように審議していただくことを、わけのしかないかもしれないですね。委員の意見はごもっともだと思いますが、同時に（仮称）みどりの南小学校、中学校を作るしかないということであれば、今回は、通学区域を諮問から一部変えて認めるということにして、付帯事項として、新設校の用地と新設校の学区審議会ではみどりのだけで決着をつけるように審議していただくということで、ある種、継続審議ということで、（仮称）みどりの南小学校・みどりの南中学校の通学区域については、はっきりするという形にしましょうか。

委員：みどりの学園も、（仮称）みどりの南小学校、中学校も大規模校になるというところがあるので、学校の規模感を決めないと設計に移れないという前提であれば、大規模校にならないというサイズがキャパの考えに当たらないですか。通学区域を決めて、何人入るのが大規模校化していたら、どうしても大規模校になると思うんですが。

副会長：今の委員がおっしゃるのはよく理解出来るんですが、学園の森義務教育学校を見ても、当時、春日学園が満杯になって、学園の森地域の開発の状況を見ながら、学園の森義務教育学校をある程度この規模で抑えたいけれども、春日学園がこれ以上大規模にならないようにと考えて作ったけれども、2年連続で増築をするという結果に陥っておりますので、（仮称）みどりの南小学校、中学校を最適な規模で建てても、それを上回った時には結局増築になるのであれば、ある程度は余裕を持った建築も必要なのではないかと思います。事務局の代弁者ではないんですが、その規模で抑えて作って、足りなければ他で、というのわかるんですが、一校40億以上かかる学校を、この後どれだけつくば市が作っていけるのかという予算を考える者と

しては非常に難しい問題でして、同時に、高校がないという問題や、中根金田台の学校の話もそろそろ上がってきている中で、なるべく合理的に、なおかつ住民の皆さんが困らないように建築を進めていく目線もあるなどというふうに思っています。

会 長：事務局から補足はありますか。

事務局：適正配置計画を見ていただくと、今後の学園の森とみどりの学園の人数をご確認いただけたと思います。確かに、我々も心苦しい部分もあります。このままでいくと、みどりの学園は最大 4,500 人の学校になるので、皆さんの考える適正規模の人数によっては、学校がみどりの地区だけでも、例えば 4 つも 5 つも作らなければいけないことになると、もっと細かく番地でわけていく必要が出てくるかと思えます。今の現状として、増築してもみどりの学園では間に合わないため、(仮称)みどりの南小学校、中学校を作らなければならない。みどりの中央を移動して、みどりの学園が大きい、だからなんとかしなければならぬので、新しい学校を考えなければならないということを付帯として記載してほしいというご意見であると思えますし、確かに学校用地を見つけたり、金銭的なことも含めて考えると、地域の皆さんにも非常に心苦しいところもありますが、適正規模に向けて我々が出来る範囲として(仮称)みどりの南小学校・みどりの南中学校を作る予定で、他の用地が見つかった場合は作っていくかどうか検討していくということが現在お答えできる内容です。

会 長：みどりの地区は学区の問題というよりも、市全体の都市計画の問題になっていますよね。どう学区を割るかというレベルの問題ではないのに、議論しているので着地点が見えない。これは、教育委員会の上のレベルで、しっかりと、同じことが繰り返されることが明確に予見される状況ですと、市として学校用地が新しく一つで本当に大丈夫か、ぜひ教育委員会から強く申し出てほしいと思いますが、今回は、(仮称)みどりの南小学校、中学

校を作るので、学区はお認めいただいた通りの形で記入させていただく。ただ、付帯事項として、新設校の用地確保と新設校用地が決まったら学区を再検討していただく。それから谷田部南小学校関係については、付帯事項に付けさせていただく。その3点を付帯事項にさせていただくということでは、その形でまとめさせていただきたいと思えます。それでは、事務局から次回の予定をお願いします。

事務局：はい。次回は3月24日（水）の午後2時からを予定しております。

会長：では次回は3月24日（水）午後2時からということになりますので、よろしく願いいたします。これで、第4回学区審議会を終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

事務局：長時間のご審議ありがとうございました。また、会長、進行ありがとうございました。それでは、これをもちまして第4回学区審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

4 閉会